

公益財団法人 日本検疫衛生協会

令和5年度事業計画について

定款第4条「事業」に定められている事業に則り、令和5年度に於ける計画

1 海外渡航者等に対する予防接種及びその相談事業

海外渡航者等に対して、予防接種に関する相談事業及び必要な予防接種を実施し、感染症の発生予防を図る。

- イ) コロナPCR検査の需要がなくなった為、この検査を終了する。
- ロ) 行政関連の予防接種を継続する。

2 検疫衛生思想の普及啓発に関する事業

国際的な感染症に関する情報をWHO等から収集し、パンフレットを作成し、船会社、当協会に来所された方等に国際感染症に関する情報を提供する。

- イ) パンフレット作成は長年の懸案事項であるのだが、本年度も作成に着手が可能であるかは、本年度の業績による。
- ハ) 収集した情報の提供に関しては、パンフレット以外の手段で引き続き実施する。

3 国際保健活動への協力

国際保健医療学会並びに関連学会に参加し、感染症予防の為の情報を収集する。

- イ) 令和5年度には学会参加費は計上していないが、これも社会情勢と協会の業績によって許せる範囲で実施する。

4 その他協会の目的を達成する為に必要な事業

当協会定款第3条の目的を達成する為に必要な事業を行う。

- イ) 当協会は元々、黄熱ワクチン接種以外は予約制としていなかったが、令和5年度も必要に応じて予約制を継続する。

以上